平成２２年（フ）第３３４７号
名古屋市中区富士見町３番26号　エスポア富士見台505号
債務者　八代　知子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５７６号
名古屋市北区若葉通５丁目17番地　ＩＴＯＨ壱番館301号
債務者　新井　康夫
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８８号
名古屋市港区善南町12番地　サンハイツ麻里203号
債務者　後藤　　武
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７３号
宮崎市祇園３丁目155番地
債務者　佐藤　麻紀
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０２号
宮崎市大字芳士933番地　県営住宅４棟1201号
債務者　上原　恵子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１５号
宮崎県西都市大字南方2670　南方住宅135号、住民票上の住所宮崎市清水３丁目５番22号
債務者　坂本　和隆
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３１号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣1209番地15
債務者　柴下　明彦
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４９号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅102棟22号
債務者　五嶋　和子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７３号
鹿児島県垂水市柊原1193番地
債務者　大迫利津子（旧姓阿久根）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
福島県いわき市小名浜字道珍159番地　県営住宅２―102
債務者　大内　　武
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２８７号
福島県いわき市小名浜字道珍159番地　県営住宅２―102
債務者　大内　由美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２８８号
福島県いわき市小名浜字道珍159番地　県営住宅２―102
債務者　大内麻理奈
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３０９号
青森県八戸市大字長苗代字内舟渡50番地１　ウエストハイツＡ101、前住所青森県八戸市大字長苗代字窪田13番地９
債務者　酒井　美幸（旧姓境）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
青森県八戸市下長１丁目９番７号　タウンハウスタナブＪ―10、前住所青森県八戸市大字河原木字小田52番地13
債務者　菅原　博美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３４８７号
名古屋市西区幅下１丁目10番７号　ベルモア堀詰706号
債務者　中山　　香（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３６号
山口県防府市華浦２丁目８番15号
債務者　植木　菜名
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
山口県防府市大字大崎231番地の１　県住Ｇ棟105号
債務者　橋村チヅ子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係